

## 事業形態の変化に対応した安全確保のあり方

現在のタクシー事業は、事業者が運転者を雇用、管理して利用者にサービスを提供する『法人タクシー』と、一般乗用旅客自動車運送事業の特別な制度であり、運転者自身が事業者として利用者にサービスを提供する『個人タクシー』の2形態によって事業運営がなされているが、これらを折衷したような形態として、法人タクシーにおいていわゆる『リース制（企業内個人タクシー）』といわれる事業形態も存在している。

### 1. いわゆる「リース制（企業内個人タクシー）」について

いわゆる「リース制（企業内個人タクシー）」とは、法人事業者の運転者が営業収入のなかから事業者へ燃費、修繕費、租税公課等の一定の経費及び事業者報酬分を「リース料」として支払い、残余を賃金として留保する利益配分型の賃金体系に基づき実施されているものである。

本形態においては、事業者は運転者を確保しさえすれば、あとはサービス提供を運転者任せとすることとなるため、運転者の自発的な労働強化を誘発しやすく、また、事業用自動車を許認可を受けている事業計画に記載されている車庫ではなく、運転者が自宅に持ち帰るいわゆる「持ち帰り」につながりやすいなど、運行管理が疎かになるようなおそれのあるケースも見受けられる。

#### 【いわゆる「リース制（企業内個人タクシー）」の一例】

賃金体系	1. 運転者の収入は売上げから固定経費、変動経費を差し引いた額 2. 固定経費は車両代金、社会保険料、車両保険費 等 3. 変動経費は燃料費、消耗品費、車両定期検査費 等
車両関係	車両の所有者、使用者はともに事業者だが実質的には運転者が割賦で支払っている形もある。
事故・苦情	事故・苦情の対応は事業者が行う 保険契約者は事業者（実質的には運転者が支払っている）

### 2. 問題点

本形態は、経営者と労働者が形式的に雇用関係を締結しているに過ぎず、実態上、運転者自身が事業そのものを実施していると考えられるため、事業許可を受けている事業者の運転者に対する指導・監督がなされておらず、法令に定める事業者の義

務である点呼の実施や運転者の過労運転のチェックといった自動車運送事業における安全確保の要諦である運行管理が適切になされないおそれがある。

### 3. 論点

- ① 事業者自らが創意工夫を活かして経営の効率化・サービスの向上を図ることは重要である。しかしながら、公共交通機関として輸送の安全及び利用者利便に関する使命感が薄れるようなことがないよう、何らかの措置を講じる必要があるのではないか。
- ② 現在、運行管理者制度を軸として輸送の安全確保をより確実なものとしようとしている中で、このような事業形態を認めていくことは問題があるのではないか。
- ③ 一方で、事業形態が多様化していくこととなっても、輸送の安全の確保は最後は実際にサービスを提供する運転者にかかっている。このため、運転者に対する安全教育の徹底が重要であり、その促進等が求められるのではないか。